

保存版

非常災害時の措置について

大阪市に暴風警報が発令された場合の措置

1. 大阪市に暴風警報が発令された場合の措置

- (1) 午前7時現在、大阪市に暴風警報もしくは特別警報が発令されている場合は、臨時休業となります。
- (2) 児童が登校した後、暴風警報が発令された場合は、授業をとりやめ、すぐに下校させます。
ただし、通学路の安全等が確保されない場合は、学校で待機せることもあります。
- (3) 児童が登校した後、特別警報が発令された場合、浸水の中での避難行動等は危険であるため、学校長の判断のもと、状況に応じ安全確保を最優先して適切な対応の方法を講じます。

2. 暴風警報もしくは特別警報確認の方法

- (1) テレビ・ラジオの午前7時のニュースでご確認ください。
- (2) 暴風警報もしくは特別警報発令等について、特に学校から連絡することはいたしませんので、各ご家庭でご注意ください。

3. 備考

- (1) 児童下校時に保護者不在のご家庭は、学校で一時待機させていいますので、学校まで迎えに来てください。
- (2) 緊急情報の送受信の妨げになりますので、暴風警報もしくは特別警報による臨時休業に関する、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

地震等の災害があった時

1. 地震等の非常災害が起こった場合の措置

- (1) 午前7時現在、JR環状線と大阪メトロ（ニュートラムを含む）の両方の交通機関が全面運休している場合は、臨時休業となります。
- (2) 児童が登校した後、非常災害が起こった場合は、災害の状況に応じて学校長の判断のもと、安全確保を最優先して適切な対応の方法を講じます。

2. 備考

- (1) 在校中に災害が起り、下校可能な場合には、早めに集団下校をさせるなどの処置をとりますので、ご承知おきください。
- (2) 児童下校時に保護者不在のご家庭は、学校で一時待機させていいますので、学校まで迎えに来てください。

★ 学校の電話の回線が限られています。以下のいずれの場合にいたしましたでも、緊急情報の送受信の妨げになりますので、家庭からの電話でのお問い合わせはご遠慮ください。また、速やかに連絡がとれますよう、台風情報に注意していただき、できるだけ在宅するなど、ご協力をよろしくお願ひいたします。

★ 学校が休業になった場合（途中下校の場合も）は、いきいき活動もありません。

保 存 版

大阪市立北田辺小学校

令和2年7月

児童登校後の、暴風警報もしくは 特別警報発令時の措置について

児童が登校した後、大阪市に暴風警報もしくは特別警報が発令された場合は授業をとりやめ、状況に応じて速やかに集団下校させます。下校が決まれば、緊急連絡メール（登録されていない方は電話）でお知らせします。

